

2021096

横浜地裁 平成20・8・25

316条の25第1項 その他

主 文

- 1 弁護士は、上記各証拠を謄写することができる。
- 2 弁護士は、上記各証拠の写しを被告人又は第三者に交付し、又は閲覧若しくは謄写させてはならない。

理 由

本件請求の趣旨及び理由は、検察官作成の「裁定請求書」第2項、第3項に記載のとおりであるから、これを引用する。

そこで検討すると、被告人の防御権及び弁護人の弁護権を全うさせる一方、目撃者に働きかける等の方法による罪証隠滅工作を防ぎ、上記各証拠（供述調書）の供述者の保護を図るためには、主文第2項の条件を付した上、弁護人に上記各証拠の謄写を許すことが相当である。

そこで、刑訴法316条の25第1項により、主文のとおり決定する。

（裁判長裁判官・鈴木秀行，裁判官・野澤晃一，裁判官・林真利子）